

当院の施設基準および診療報酬に関するご案内

当院では、厚生労働省の定める施設基準に基づき、以下の通り算定を行っております。

1) ・明細書発行体制等加算

領収書の発行時に、個別の診療報酬項目がわかる「明細書」を無料で発行しております。

2) ・一般名処方加算（ジェネリック医薬品）

同じ成分であれば薬価が低い薬剤の調剤が可能になり、同じ効果が期待できるため供給が不安定な医薬品の確保・安全性につなげていきます。

3) ・特定疾患療養管理料

厚生労働省が定める「特定疾患」を主病とする患者さんに対し、計画的な治療管理を行っております。なお、患者さんの病状に応じて以下の対応が可能です。

- ・28日以上長期処方
- ・リフィル処方箋の発行 ※対応の可否は医師が病状に基づき判断いたします。

4) ・生活習慣病管理料（Ⅱ）

高血圧症・脂質異常症・糖尿病を主病とする患者さんに対し、個別の「療養計画書」に基づいた専門的な指導・管理を行っております。

5) ・外来・在宅ベースアップ評価料

医療従事者の賃金改善および適切な処遇の確保を実施するため、所定の評価料を算定しております。

6) ・医療情報取得加算

当院はオンライン資格確認を行う体制を有しています。

次の事項に取り組むことで質の高い医療の提供に努めております。

- ・オンライン資格確認システム等により取得した診療情報・薬剤情報を活用した診療
- ・マイナンバーカード保険証の利用促進
- ・電子処方箋の発行および電子カルテ情報共有サービス（今後導入予定）

2024年6月1日改訂

医療法人けあき会 頭痛・脳神経外科クリニック
院長 西原 正訓